

「自殺総合対策の在り方検討会報告書」と「自殺総合対策大綱」について

## 1 国の主な動き

国は、自殺対策を推進するに当たり、平成18年10月28日に「自殺対策基本法」を施行し（資料5-2）、自殺対策基本法第20条（資料5-3）に基づき、内閣官房長官を会長として、関係する省庁の大臣等を委員（資料5-4）とした「自殺総合対策会議」を設置し、平成18年11月7日に第一回「自殺総合対策会議」を開催し、「自殺総合対策大綱の案」を作成することとしました。

「自殺総合対策大綱の案」を作成するため、自殺総合対策会議では、専門家を委員とした「自殺総合対策の在り方検討会」を同年11月20日に立ち上げ、専門家の意見を聴取することとしました。「在り方検討会委員」（資料5-5）により平成18年11月28日から平成19年4月9日の間に、計8回の検討会を開催し、4月9日に総合的な自殺対策の推進に関する提言が「自殺総合対策の在り方検討会報告書」として「自殺総合対策会議」に提出されました。

この報告書を土台に4月27日の第二回「自殺総合対策会議」において、自殺総合対策大綱（素案）を決定し、国民に公表し、この素案に対する国民からの意見の募集を行い、6月8日に第三回「自殺総合対策会議」で自殺総合対策大綱を決定いたしました。

国は自殺対策の推進モデルとして、この「自殺対策基本法」、「自殺総合対策の在り方検討会報告書」及び「自殺総合対策大綱」の3つを基本に自殺対策を推し進めていくこととし、その中に国レベルの取組み、地域レベルの取組みを示しています（資料5-6、資料5-7）。横須賀市としては、この中の地域レベルでの取組みを、各関係機関ができるところから実施し、情報を共有し、相互に連携していければと考えております。

## 2 「自殺総合対策の在り方検討会報告書」について

この提言においては、我が国の自殺対策が目指すべき方向についての考え方、世代ごとの自殺の特徴と、それに対応した自殺対策の推進のための基本的方向、自殺対策基本法に定める基本的施策ごとの施策のあり方、さらに、自殺対策の目標設定及び推進体制について提言がされています。また、この報告書のポイントとして、以下の3点をあげています。

(1) 自殺対策の基本方向として、自殺対策を全ての国民に関わる問題とし

て認識し、社会全体で取り組む必要性を強調したこと。

- (2) 自殺の社会的要因に対する取組みと自殺未遂者や遺族等に対する支援などその対応では、積極的に取り組む必要があるとしたこと。
- (3) それぞれ特徴を有する青少年、中高年、高齢者の世代別に施策の在り方が提言されたこと。

### 3 「自殺総合対策大綱」について(自殺対策基本法第8条)

自殺総合対策大綱においては、自殺をめぐる現状、自殺対策の基本認識が示され、多くの自殺は心理的に「追い込まれた末の死」とであると認識し、「自殺は防ぐことができる」というのが世界の共通認識となりつつあると説明している。自殺対策の基本的考え方としては、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因に対する働きかけ、うつ病の早期発見、早期治療、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組みや、国民一人ひとりが自殺予防の主役となるような取組み、自殺の事前予防、危機対応に加え未遂者や遺族等への事後対応の取組み、自殺を考えている人を関係者が連携して包括的に支える必要性を示しております。